

唐津市浜玉町世代間交流センター指定管理者募集要項

1 募集の趣旨

平成 15 年の地方自治法の改正による公の施設に係る指定管理者制度の導入に伴い民間事業者などの法人や団体などについても、管理委託させることができるようになりました。

本市としても、サービスの質の向上や効率的な施設運営を図るため、当該施設の管理運営を行う指定管理者を募集するものです。

2 施設の概要

(1) 名称 唐津市浜玉町世代間交流センター「やすらぎ荘」

(2) 所在地 唐津市浜玉町東山田 2201 番地外

(3) 施設概要

① 設置目的 野田の湯を利用し、市民相互の世代間交流を図り、市民の融和と保健福祉の増進に寄与することを目的として設置しています。

② 施設規模 木造（一部鉄骨、鉄筋コンクリート造）平屋建て

③ 施設面積 延面積 743.46 m²

④ 施設内容 浴室（2 室 174 m²）、会議室（1 室 22 m²）
大広間（1 室 97 m²）、研修室（3 室 65 m²）
事務室（19 m²）、食堂（27 m²）

⑤ 開館日 平成 14 年 4 月 2 日

(4) 施設の特徴

施設は、内湯のほか、露天風呂、サウナやジェットバスなどがあり皮膚病などに効果があるといわれています。

(5) 利用状況

年度	20 年度	21 年度	22 年度
入場数（人）	76,239	82,803	83,026

3 指定期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

指定期間は、議会の議決を経て、決定されます。

なお、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定を取り消す場合があります。

4 指定管理者が行う業務

(1) 施設の管理に係る業務

- ① 施設及び附属施設の維持管理及び修繕
- ② 建物及び敷地内の清掃

(2) 施設の運営に係る業務

- ① 施設の予約及び利用の許可業務
- ② 利用料の収納及び減免にかかる確認業務
- ③ 回数券等の管理
- ④ 施設で行う事業の実施に関する業務

(3) その他の業務

- ① 事業計画書及び事業報告書の作成
- ② 収支予算書及び決算書の作成
- ③ 日々の収支明細の作成
- ④ 施設内の秩序の維持
- ⑤ その他業務の実施にかかる事務

5 管理料

(1) 管理料の上限

平成 24 年度 4, 9 0 2 千円

指定期間中に金額を変更すべき特別の事情が生じたときは、市と指定管理者で協議のうえ、変更を行います。

金額については、議会の議決により変動することがあります。また、翌年度

以降の金額については、毎年度協議のうえ協定で定めます。

(2) 管理料の支払い

会計年度ごとに支払います。なお、支払時期及び方法は、協定で定めます。

(3) 利用料金について

利用者が支払う利用料金の収入及びその他管理運営に伴い発生する収入（自動販売機収入等）を指定管理者自らの収入とすることとします。

(4) その他

施設運営の収支決算において、施設利用料、管理料及びその他管理運営に伴い発生する収入（自動販売機収入等）の総額が施設管理運営に伴い発生する支出の総額より下回り、損失が生じた場合においては、当該損失額についての補填は予定していません。

6 管理の基準

(1) 開館時間及び休館日

唐津市浜玉町世代間交流センター条例施行規則第2条に規定するとおり。

なお、指定管理者が、利用者の利便性の向上に有効と判断するときは、市と協議のうえ変更することができます。

(2) 利用許可

唐津市浜玉町世代間交流センター条例第3条から第6条に規定するとおり。

(3) 利用料

唐津市浜玉町世代間交流センター条例第7条に規定する料金の範囲内で市長の承認を得て、指定管理者が決定し徴収するものとします。

(4) 利用料の減免

唐津市浜玉町世代間交流センター条例施行規則第6条に規定する基準により指定管理者が決定します。

(5) 関係法令等の遵守

指定管理者は、地方自治法、唐津市浜玉町世代間交流センター条例及び同条例施行規則、唐津市個人情報保護条例及びその他関係法令等を遵守すること。

7 応募資格

(1) 応募者

- ① 法人その他の団体（個人での応募は不可）
- ② 複数の団体により構成されるグループ

この場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表団体を定めてください。また、応募後の代表団体の変更及び構成団体の変更は、原則として認めません。

(2) 応募者の制限

次に該当する団体は、応募者となることができません。また、グループで応募する場合の構成団体となることもできません。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当する団体等
- ② 国税及び地方税を滞納している団体等
- ③ 団体等の代表者が税を滞納している団体等
- ④ 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員その他集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の違法行為を行う恐れがある団体又は指定管理者として社会通念上ふさわしくない団体等
- ⑤ 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしている団体等
- ⑥ 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられているものがある団体等
- ⑦ 唐津市指名停止基準に基づく指名停止期間中の団体等

8 指定管理者の募集及び選定スケジュール

- | | |
|---------------------|-------------------|
| (1) 募集要項の配布 | 6 月 15 日～8 月 5 日 |
| (2) 募集説明会及び施設見学会の開催 | 7 月 15 日 |
| (3) 募集要項に関する質問の受付 | 7 月 19 日～7 月 22 日 |
| (4) 募集要項に関する質問の回答 | 7 月 27 日 |
| (5) 応募書類の受付 | 7 月 5 日～8 月 5 日 |

- | | |
|------------------|-----------|
| (6) ヒアリング | 9月(予定) |
| (7) 審査結果の通知 | 11月上旬(予定) |
| (8) 指定管理者の候補者の公表 | 11月下旬(予定) |
| (9) 指定管理者の指定 | 12月下旬(予定) |
| (10) 指定管理者との協定締結 | 3月(予定) |

9 募集要項の配布

- ① 配布期間 平成23年6月15日～8月5日
- ② 配布場所 唐津市保健福祉部福祉課及び浜玉支所市民福祉課
※市のホームページからもダウンロードできます。
<http://www.city.karatsu.lg.jp/>

10 募集説明会及び施設見学会の開催

募集要項に関する説明会を次のとおり開催します。申込者は原則として参加してください。参加申込書(別紙様式)に必要事項を記入のうえ、郵送又はFAXのいずれかで申し込んでください。

- ① 開催日時 平成23年7月15日 10時から
- ② 開催場所 浜玉町世代間交流センター
- ③ 申込期限 平成23年7月13日
- ④ 申込先 唐津市保健福祉部福祉課又は浜玉支所市民福祉課
FAX 0955-72-9178 又は 0955-70-5838

11 募集要項に関する質問の受付

募集要項に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 平成23年7月19日～平成23年7月22日17時まで
- ② 提出方法 郵送、FAX又は電子メールにより提出してください。
電話による質問は受け付けません。
- ③ 募集要項に関する質問の回答

説明会に参加した事業者及び質問を提出した事業者へ FAX 又は文書にて行います。(平成 23 年 7 月 27 日予定)

12 応募書類の受付

応募書類を次のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 平成 23 年 7 月 5 日～平成 23 年 8 月 5 日 17 時まで
- ② 提出方法 持参、郵送のいずれかにより受付期間内に必着するように提出してください。
- ③ 提出先 唐津市保健福祉部福祉課又は浜玉支所市民福祉課

13 提出書類

応募時に次の書類を提出してください。また、提出書類は、A 4 版縦型として提出してください。

(1) 指定管理者指定申請書 (第 1 号様式)

グループによる応募の場合は、代表構成団体及び構成団体が指定管理者申請書を提出するとともに、共同事業体協定書、委任状及び共同事業体連絡先一覧を提出してください。

(2) 事業者に関する書類 (原本 1 部、写し 1 部)

- ① 団体の概要
- ② 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ③ 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び過去 2 か年の事業報告書
- ④ 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本、過去 3 か年の法人納税証明書及び消費税納税証明書、貸借対照表、損益計算書、人員表 (各決算期末の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数 (パートタイマー、アルバイト))
- ⑤ その他の団体にあつては、申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び過去 2 か年の収支決算書、人員表 (各決算期末の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数 (パートタイマー、アルバイト))

(3) 事業計画書 1部

(4) 収支計画書 1部

14 応募に関する留意事項

- (1) 選定委員、本市職員及び募集関係者に対して、本件応募についての接触を禁じます。接触があると認められた場合は、失格となることがあります。
- (2) 応募1団体（グループ）につき、応募は1件とします。（複数の応募は不可）
- (3) 提出された書類の内容を変更することはできません。
- (4) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (5) 応募書類は、理由のいかんを問わず返却しません。
- (6) 応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。
- (7) 応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。
- (8) 応募者の提出する書類の著作権は、それぞれ作成した団体に帰属します。なお、指定管理者の選定後、事業内容を公表する場合、その他市長が必要と認めるときには、本市は、提出書類の全部又は一部を使用することができるものとします。

15 選定方法

公募型プロポーザル方式により審査を実施し、指定管理者の候補者を選定します。

選定は、事業計画書等の内容により、次の事項を総合的に考慮して判断します。

【審査項目】

審査項目	審査の視点
1 経営能力に関する こと	①団体等の財務状況、経営基盤 ②管理を的確に行う能力及び体制 ③災害対策や事故等防止への取り組み ④リスク回避方法（保険加入、破綻時の対応等）

2 管理運営の基本方針に関すること	①管理の基本的な方針（開館日、開館時間等） ②公平性、平等性の確保の考え方 ③地域との交流に対する考え方 ④個人情報保護への取り組み ⑤管理経費の縮減の考え方
3 事業計画に関すること	①管理の体制（配置する人材、人員数及び勤務体制、職員研修体制等） ②職員の雇用に対する考え方 ③施設の保守点検、警備、修繕及び維持管理の考え方 ④年間事業計画に関する考え方 ⑤効率的な施設の運用と新たに利用者に提供できるサービスの内容 ⑥利用者等からの苦情等の未然防止と対応方法
4 収支計画に関すること	①管理料の金額 ②収支計画の妥当性 ③利用者数見込みの妥当性

16 選定結果等の通知及び公表

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、審査の経過及び結果は、指定管理者の候補者を選定した後に、ホームページへの掲載等により公表します。

17 選定された指定管理者の候補者との協議

選定された指定管理者の候補者と細目を協議します。候補者との協議が成立しない場合は、第2順位、第3順位の候補者と順次協議を行います。

18 協定の締結

指定管理者の候補者は、議会の議決後に指定管理者として指定され、協定を締結します。

19 担当部局

唐津市保健福祉部福祉課

〒847-8511 唐津市西城内 1 - 1

電 話 0955-72-9151

F A X 0955-72-9178

E-mail fukushi@city.karatsu.lg.jp

(施設所在支所担当課)

唐津市浜玉支所市民福祉課

〒849-5192 唐津市浜玉町浜崎 1445-1

電 話 0955-53-7104

F A X 0955-70-5838

E-mail hamatama-shiminfukushi@city.karatsu.lg.jp

唐津市浜玉町世代間交流センター指定管理者業務仕様書

1 趣旨

この仕様書は、唐津市浜玉町世代間交流センター条例及び同施行規則に定めるもののほか、指定管理者が行う業務の詳細について定めるものである。

2 管理運営に関する基本的な考え方

- (1) 施設の正当かつ公平な利用を確保すること。
- (2) 施設の効率的・弾力的運営を行うこと。
- (3) 適切な広報を行うなど、施設の利用促進を積極的に図ること。
- (4) 利用者にとって快適な施設であることに努めること。
- (5) 施設利用者の安全確保を図ること。
- (6) 魅力ある自主事業を実施するなど市民サービスの向上に努めること。
- (7) 個人情報の保護を徹底すること。

3 法令等の遵守

- (1) 地方自治法
- (2) 唐津市浜玉町世代間交流センター条例及び同施行規則
- (3) 唐津市個人情報保護条例

指定管理期間中、関係法令に改正があった場合は、改正された内容を遵守するものとする。

4 業務内容

- (1) 利用の許可に関すること

唐津市浜玉町世代間交流センター条例及び同施行規則に基づき、利用許可を行う。

- (2) 利用料等の徴収及び減免に関すること
- (3) 施設及び設備の維持管理に関すること

① 設備等の保守・点検管理業務

- ・貯水槽保守管理（年 2 回）
- ・消防設備保守管理（年 2 回）
- ・空調設備保守管理（年 4 回）
- ・ボイラー設備保守管理（年 2 回）
- ・浄化槽保守管理（月 1 回）
- ・自動ドア保守点検
- ・循環ろ過装置保守管理（年 2 回）
- ・浴槽水質検査（毎日の塩素検査、レジオネラ菌検査年 2 回）
- ・自動券売機保守点検
- ・給水装置保守管理（年 4 回）
- ・自家用電気工作物保守点検（日常点検年 6 回、定期点検年 1 回）
- ・排水管洗浄（年 1 回）
- ・ボイラー煤煙検査（年 2 回）
- ・その他必要な設備の保守・点検管理業務

② 施設、備品等の維持管理及び補修

- ・施設及び設備を維持するために必要な修繕及び改修については、原則として、市が作成する修繕計画書に基づき、市の負担と責任で行なうものとする。

ただし、施設の損傷や設備の故障等に関する修繕で軽微なものについては、市の承認を得て、指定管理者の負担と責任で行なうことができる。

- ・指定管理者は、施設の管理業務遂行に際し、サービス向上のために施設及び設備の改修が必要であると判断したときは、市の承認を得て、指定管理者の負担と責任で改修することができる。
- ・指定管理者は、施設の運営に支障をきたさないよう保守、管理を行うこと。

③ 清掃業務

- ・館内清掃、快適環境維持（施設内外、毎日）
- ・浴槽清掃（毎日）

- ・ 定期清掃（年 6 回）
 - ・ 植栽樹木管理（樹木剪定年 2 回、消毒年 2 回）
 - ・ 敷地内除草（随時）
- ④ 警備業務
- ・ 機械警備
- ⑤ その他施設の管理に必要な業務
- ・ 消耗機材等の購入、光熱水費、通信費等の支払い事務等すべての事務をおこなうこと。
- (4) 自主事業の運営に関すること
- ・ 自主事業計画書により、実施すること
- (5) 施設賠償責任保険に加入に関すること
- ① 身体上の損害については、被害者 1 名につき 2,500 万円以上かつ 1 事故につき 2 億円以上
- ② 財物上の損害については、1 事故につき 1,000 万円以上
- (6) 利用者の安全の確保に関すること
- 火災、地震及び突発的な事故等により災害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、警察、消防署、市に連絡すること。
- (7) 災害等の予防に関すること
- 緊急対策、防犯・防災対策等の安全を確保するための各種マニュアルを作成するなど利用者の安全対策、監視体制等を整備すること。
- (8) 個人情報の保護に関すること
- 個人情報保護の大切さを従業員に周知・徹底し、万一これが漏洩した場合の対策を講じること。
- (9) 業務報告に関すること
- ① 毎月終了後、実績報告書を翌月の 10 日までに提出すること
- ② 毎年度終了後、4 月 30 日までに事業報告書を提出すること
- ③ その他、市が必要とする報告書等を提出すること
- (10) 減免対象者の利用に関すること

唐津市浜玉町世代間交流センター条例施行規則第6条に規定する者が利用する場合は、利用料金を減免すること。なお、減免された利用料金については、これを精算しない。

(11) 災害等の非常対応

地震、台風、その他の災害が発生し、唐津市浜玉町世代間交流センターを地域住民の避難場所・救援物資の保管場所等にする必要があると市が判断したときは、指定管理者はこれに協力すること。

(12) その他管理運営に関し必要な許可・届出業務

施設の管理運営に関し、必要な届出等は、指定管理者が行うこと。

5 立入検査について

市は、必要に応じて、施設、物品、各種帳簿書類等並びに管理運営の実施について検査を行う。指定管理者は、合理的な理由なく、これを拒否することはできないこととする。

6 備品、消耗品等の管理及び所有権

指定管理者に貸し付ける備品等については、善良なる管理者の注意義務をもって管理すること。指定管理者が、自ら購入、搬入する備品等については、指定管理者の所有とする。ただし、その都度、市に報告すること。

7 管理業務に従事する人数及び必要な知識の基準

(1) 管理業務に従事する人数

- ① 管理人 1人
- ② 施設事務員 1人
- ③ 業務員 1人
- ④ 臨時雇員 8人

(2) 現在雇用している嘱託・臨時・パートの職員を極力引き続き雇用すること。

8 管理業務に関する費用及び危険を負担する範囲

(1) 市が費用及び危険を負担する範囲

① 施設の大規模改修費（原形を変えずる修繕及び模様替）

市が直接施工するものとする。

② 業務内容の変更

市の要請により委託内容を変更する場合、それに要する費用が当初の管理料を大幅に超える場合は、市の負担とする。

(2) 指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

① 管理業務に関し、協定に基づく管理料以上の費用がかかった場合、市はその費用の補填を行わない。

② 施設及び設備が使用に耐えない場合又は損傷した場合で、その原因が指定管理者により発生し、重大かつ明白な過失があると認められる場合は、その損害の全部又は一部について指定管理者が賠償する。

③ 施設及び設備の簡易な補修については、委託料に含まれる修繕費により指定管理者が行う。

④ 設備、機器の不備又は管理上の瑕疵による事故及び臨時休業等に伴う利用者に対する損害については指定管理者が負担する。

⑤ 指定管理者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えたときは、指定管理者が賠償する。

⑥ 管理業務に関する危険負担の軽減のため、指定管理者の負担で必要な保険に加入すること。

⑦ 事故等が発生したときは、迅速かつ適切な対応を行い、速やかにその状況及び対応内容等を市に報告すること。

（詳細は、別紙リスク分担表によるものとする。）

9 経理等について

(1) 管理料及び収入は、団体自体の口座とは別の専用口座で管理するものとする。

(2) 契約関係、備品管理等についても、指定管理者が行っている他の事業との区

別を明確にするものとする。

10 引継ぎについて

- (1) 協定締結後、速やかに業務引継ぎを行うこと。
- (2) 引継ぎに係る業務のために要した費用について、市は一切負担しない。
- (3) 指定期間終了後若しくは指定取消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要な資料を提供すること。

11 監査

監査委員等が市の事務を監査するのに必要があると認める場合、指定管理者に対して出席を求め、実地に調査し、又は帳簿書類その他の記録の提出を求めるものとする。

12 業務を実施するにあたっての注意事項

- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (2) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程等を作成する場合は、市と協議を行うこと。
- (3) 既予約者については、予約条件を変更することなく対応すること。

13 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と協議し決定すること。

リスク分担表

リスクの種類		No.	リスクの内容	負担者		備考
				唐津市	指定管理者	
共通リスク	募集手続リスク	1	募集要項等本事業に係る公表した資料の誤り・変更等に関するもの	○		
		2	応募費用に関するもの		○	
	法令変更リスク	3	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規正法の成立	○		
		4	当該事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法の成立		○	
	税制変更リスク	5	指定管理者の利益に関わる税制度の新設・変更		○	
		6	上記以外の税制度の新設・変更	○		
	許認可リスク	7	事業の実施にあたっての唐津市が取得すべき許認可取得の遅延・失効等	○		
		8	事業の実施にあたって指定管理者が取得すべき許認可の遅延・失効等		○	
	政策リスク	9	唐津市の政策変更による事業の変更・中断・中止等事業への影響	○		
	住民対応リスク	10	本事業に対する（唐津市の要求に起因する）反対運動	○		
		11	指定管理者が行う業務に対する苦情等		○	
	環境リスク	12	唐津市の要求に起因する環境問題（騒音、振動、有害物質の排出等）	○		
		13	指定管理者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、有害物質の排出等）		○	
	第三者賠償リスク	14	唐津市の責めに帰すべき事由による事故により第三者に与えた損害	○		
		15	指定管理者が行う業務に起因する事故により第三者に与えた損害		○	
		16	上記以外の理由により、第三者に与えた損害	○	○	リスク条件に応じて、唐津市と指定管理者のいずれか、または双方がリスクを負担する。
	事業の中止・延期リスク	17	唐津市の指示、議会の不承認等による本事業の中止・延期	○		予算案の不通過や政策変更等によるものを指す。
		18	上記以外の事由による本事業の中止・延期（不可抗力リスクを除く）		○	
		19	指定管理者の事業放棄・破綻		○	
	委託業者管理責任	20	指定管理者が締結する契約の相手方当事者の管理・内容変更等		○	
	不可抗力リスク	21	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高波、地震、落盤、火災、騒乱、暴動等唐津市又は指定管理者のいずれかの責めにも帰すことができない自然的又は人為的な現象）による事業の変更、中止	○		

リスクの種類		No.	リスクの内容	負担者		備考
				唐津市	指定管理者	
共通リスク	不可抗力リスク	22	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高波、地震、落盤、火災、騒乱、暴動等唐津市又は指定管理者のいずれかの責めにも帰すことができない自然的又は人為的な現象）により、第三者に与えた損害	○	△	事故時の指定管理者の適切な処理を確保するため、指定管理者にも一部負担させる。
		23	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高波、地震、落盤、火災、騒乱、暴動等唐津市又は指定管理者のいずれかの責めにも帰すことができない自然的又は人為的な現象）による市整備の建物・設備の損害	○		
		24	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高波、地震、落盤、火災、騒乱、暴動等唐津市又は指定管理者のいずれかの責めにも帰すことができない自然的又は人為的な現象）による指定管理者整備の施設・設備の損害		○	
維持管理リスク	業務内容変更リスク	25	唐津市の指示による事業内容・用途の変更によるもの。	○		
		26	上記以外の要因による事業内容・用途の変更によるもの。		○	
	施設損傷リスク	27	唐津市の責めに帰すべき事由による事故・火災等で施設・設備が損傷	○		
		28	指定管理者の責めに帰すべき事由による事故・火災等で施設・設備が損傷		○	
		29	第三者の事由による事故・火災等で市が所有する施設・設備が損傷	○		
		30	第三者の事由による事故・火災等で指定管理者が所有する施設・設備が損傷		○	
	維持管理コストリスク	31	唐津市の指示による事業内容・用途の変更等に起因する維持管理費増大	○		
		32	上記以外の要因による維持管理費の増大		○	
	性能リスク	33	指定管理者の実施する業務内容が唐津市の要求水準に達しないことによるもの		○	
運用リスク	業務内容変更リスク	34	唐津市の指示による業務内容・用途の変更によるもの	○		
		35	上記以外の要因による事業内容・用途の変更によるもの		○	
	性能リスク	36	指定管理者の実施する業務内容が唐津市の要求水準に達しないことによるもの		○	
	運営コストリスク	37	唐津市の指示による事業内容・用途の変更等に起因する業務量及び運営費の増大	○		
		38	唐津市の指定する団体の参画等に起因する業務量及び運営費の増大	○		
		39	インフレ等による物価変動によるもの		○	
40		金利変動によるもの		○		

リスクの種類		No.	リスクの内容	負担者		備考
				唐津市	指定管理者	
	運営コストリスク	41	上記以外の要因による業務量及び運営費の増大		○	
		42	資金調達の遅延・困難等によるもの		○	
	需要変動リスク	43	利用者数などの需要変動による収入の変動		○	施設運営の収支決算において、施設利用料、管理料及びその他管理運営に伴い発生する収入（自動販売機収入等）の総額が施設管理運営に伴い発生する支出の総額より下回り、損失が生じた場合には当該損失額についての市からの補填はしないものとする。
		44	実施条件を超える需要変動	○	○	リスク条件に応じて、唐津市と指定管理者のいずれか、または双方がリスクを負担する。
終了時の手続関連	施設の性能	45	事業期間終了後時における施設の要求性能水準の保持		○	
	終了手続	46	事業終了時の手続に関する諸費用の発生		○	